

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」
に対するパブリックコメントの結果（概要）

1 意見募集期間 平成19年6月20日～平成19年7月20日

2 提出意見数

(1) 事業分野別

・ 通信関係事業者・団体	11件
・ 放送関係事業者・団体	29件
・ 新聞関係事業者・団体	3件
・ その他の事業者・団体	11件
・ 個人	222件
合 計	276件

※ 個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、事務局の判断により行った。

(2) 提出方法別

・ 電子メール	261件
・ 郵送	6件
・ F A X	4件
・ 電子メール及び持参	2件
・ 持参	1件
・ 電子メール及びF A X	1件
・ 郵送及びF A X	1件
合 計	276件

3 意見提出者（五十音順）

（注）事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたもの。

(1) 通信関係事業者・団体

- ・ イーアクセス株式会社
- ・ 宇宙通信株式会社
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ
- ・ KDDI株式会社
- ・ KVH株式会社
- ・ ジェイサット株式会社
- ・ ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- ・ 社団法人テレコムサービス協会
- ・ 西日本電信電話株式会社
- ・ 東日本電信電話株式会社
- ・ 北海道総合通信網株式会社

(2) 放送関係事業者・団体

ア 地上テレビ放送関係事業者・団体

- ・ 朝日放送株式会社
- ・ 九州朝日放送株式会社
- ・ 株式会社静岡朝日テレビ
- ・ 株式会社テレビ朝日
- ・ 株式会社テレビ東京
- ・ 株式会社東京放送
- ・ 名古屋テレビ放送株式会社
- ・ 日本放送協会

- ・ 日本テレビ放送網株式会社
 - ・ 社団法人日本民間放送連盟
 - ・ 日本民間放送労働組合連合会
 - ・ 株式会社フジテレビジョン
 - ・ 株式会社毎日放送
 - ・ 読賣テレビ放送株式会社
- ##### イ ラジオ放送関係事業者
- ・ 株式会社エフエム東京
 - ・ 株式会社エフエムナックファイブ
 - ・ 株式会社エフエム福岡
 - ・ 株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ
 - ・ 株式会社ニッポン放送
 - ・ 株式会社文化放送
 - ・ 横浜エフエム放送株式会社

ウ BS放送関係事業者

- ・ 株式会社ビーエス朝日
- ・ 株式会社BS日本
- ・ 株式会社WOWOW

エ CS放送関係事業者・団体

- ・ 社団法人衛星放送協会
- ・ 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

オ 有線放送関係事業者・団体

- ・ J:COMグループ代表 株式会社ジュピターテレコム
- ・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 株式会社USEN

(3) 新聞関係事業者・団体

- ・ 株式会社朝日新聞社
- ・ 株式会社日本経済新聞社
- ・ 社団法人日本新聞協会

(4) その他の事業者・団体

- ・ 株式会社アイスタイル
- ・ 伊藤忠商事株式会社
- ・ 株式会社ソニー・放送メディア
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 平和と人権研究会
- ・ マイクロソフト株式会社
- ・ メディア総合研究所
- ・ メディアフロッジャパン企画株式会社
- ・ ヤフー株式会社
- ・ 楽天株式会社
- ・ ロージナ茶会

(5) 個人

4. 主な提出意見（事務局において整理・要約したもの。）

1 現状認識	
(1) 日本の情報通信の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 現行法体系のレビューを十分に行い、その検討を踏まえた上で、抜本的再編の必要性を明確にすべき。(楽天(株))○ 情報通信政策にはコミュニケーション、社会文化の観点からの議論も必要。(個人)

2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性	
(1) ユビキタスネット社会を見通した検討の視点	<ul style="list-style-type: none">○ 来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成。(メディアフロージヤパン企画(株))○ 通信・放送法制の見直しにあたっては、従来の規制のフレームワークを抜本的に見直し、規制緩和の方向で検討すべき。(東日本電信電話(株))○ ALL IP 化だけを前提とした議論に疑問。((株)東京放送、(株)フジテレビジョン、名古屋テレビ放送(株)、(株)毎日放送)

<p>(2) 基本的方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『「情報の自由な流通」(通信・放送における表現の自由)、「すべての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現」及び「安全・安心なネットワーク社会の構築」を、通信・放送法制の基本理念として明確化すべきである。』との理念については、高く評価でき、賛意を表す。「表現の自由の確保と国民の利益」を最優先に議論が進むことを切望。((株)毎日放送) ○ 1) 表現の自由、知る権利、見る権利を保障すること 2) 各種情報インフラに『ライフライン』としての機能を持たせること 3) 報道から娯楽番組まで、優良コンテンツの供給と、それらに対するアクセスを確保すること。 この3つの視点に立った上で、新しい法制度へ移行することが国民にどのようなメリットをもたらすのかをまず具体的に検証し、提示することが必要。((株)テレビ朝日) ○ 新たな通信・放送法制の設計に当たっては、わが国のあらゆる産業の基盤となる、情報通信産業の発展や国際競争力強化を前提に、積極的にイノベーションを促進することを目標に据えるべき。規制の多い現行法制を単に縦から横に組み換えるのではなく、融合・連携の実現にとってボトルネックになっている事項を明らかにし、それを解決することに十分留意する必要がある。((社)日本経済団体連合会) ○ 通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際競争力の強化が目的であることを明確に位置づけるべき。(楽天(株)) ○ 現行の放送法の理念を含め、メディアが果たす文化的役割やジャーナリズムとしての機能についても、制度検討の基本理念として踏まえるべき。((株)フジテレビジョン) ○ 新しい法体系への移行に当たっては、既存の放送局がデジタル化のパイオニアの役割のみを押し付けられ、結果的に競争上不利を蒙ることがないように段階的なスケジュールに沿って改革を進めることを強く要望。((株)東京放送)
-------------------	---

<p>(3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ レイヤー型の法体系への転換と規制緩和の方向性に基本的に賛成。(イーアクセス(株)、宇宙通信(株)、KDDI(株)、(株)ジュピターテレコム、伊藤忠商事(株)、(株)ソニー・放送メディア、ロージナ茶会) ○ レイヤー構造への転換は基本的方向性としては妥当。((社)日本経済団体連合会) ○ 情報通信法(仮称)に一本化することにより、レイヤー間・レイヤー内での公正競争を促すことが可能と考えられることから法体系の見直しに基本的に賛成。(北海道総合通信網(株)) ○ 視聴者は伝送路による違いをそれほど意識していないため、サービス指向型の法体系への移行は自然の流れ。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ) ○ 現行制度が良好に機能していることや、EU型の法体系を採用する理由に乏しい等、現状ではレイヤー型の法体系の必要性が認められない、またはレイヤー型の法体系に反対。(朝日放送(株)、九州朝日放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)東京放送、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(社)日本民間放送連盟、日本民間放送労働組合連合会、(株)フジテレビジョン、読売テレビ放送(株)、(株)エフエム東京、(株)エフエム福岡、(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ、(株)BS日本、メディア総合研究所) ○ レイヤー型の法体系への転換には慎重・十分な検討が必要。((株)テレビ東京、(株)毎日放送、(株)WOWOW) ○ 法体系の抜本的再編に際して、現行制度の検証や再編の効果の検証が不十分。((株)テレビ朝日、(社)日本民間放送連盟、(株)ビーエス朝日、(株)朝日新聞、(社)日本新聞協会) ○ 法体系の見直しの検討は、原則として規制を緩和し、必要最小限の規制とするとともに、公正競争を確保する方向で行うべき。(イーアクセス(株)、KDDI(株)、マイクロソフト(株)) ○ どのようにレイヤーを区分するかどうか、という点については十分な議論が必要。(KDDI(株)、ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(社)日本経済団体連合会、楽天(株)) ○ 法制度を抜本的に見直す場合でも、ボトルネックを有する市場支配的な事業者に対する規制を継続することが必要。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ○ 各レイヤー単位での市場支配力濫用規制、また、レイヤーを垂直統合的に支配することが可能な支配的グループ会社への規制に関する議論も必要。(北海道総合通信網(株)) ○ CATV は3レイヤーの機能を有するため、レイヤー区分により事業に支障が生じないよう制度設計すべき。((社)日本ケーブルテレビ連盟))
---------------------------------------	---

3 コンテンツに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

- コンテンツ規律に関する法体系の統合・再構成に賛成。(KDDI(株)、個人)
- 「社会的機能および社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築」することは、賛成。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 今回の中間取りまとめにおけるコンテンツに対する方向性については、EU法をモデルとした基本的な大枠など賛同。((社)テレコムサービス協会)

- 包括的、類型的なコンテンツ規律には反対。(日本民間放送労働組合連合会、(株)ビーエス朝日、個人)
- コンテンツ規律に関しては慎重な検討が必要。原則として自由であり、自主的な取り組みによる対応を基本とすべき。((社)テレコムサービス協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、日本放送協会、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、(株)朝日新聞社、(社)日本新聞協会、(社)日本経済団体連合会、楽天(株))
- コンテンツ規律の再構成、及び規制強化については、諸外国との整合性を考慮した上で、慎重に検討すべき。(マイクロソフト(株))

- 「公然性」、「公然通信」の対象範囲を明確にすべき。((社)日本経済団体連合会、宇宙通信(株)、個人)
- 「公然性」を有するものについて規律対象とする議論を行うのであれば、「公然性」の判断基準が明らかになる必要がある。そのことを明記する必要がある。((社)テレコムサービス協会)
- 「公然通信」の対象に、限られた範囲内で行われる情報通信まで含まれるのか否か、含まれるとしたらその範囲はどこまでなのか、を明確にする必要がある。(ヤフー(株))

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所謂放送類似サービスと従来より通信として区分されているコンテンツ配信サービスの境界線についても明確化を図るべき。(宇宙通信(株)) ○ 「メディアサービス」のコンテンツについて、現在行われているような最小限の規制は必要であるが、中間取りまとめでは、規制の根拠としての「社会的影響力」の定義や、どのようなメディアやコンテンツが規制対象になるのかが曖昧であり、恣意的な規制となる懸念がある。規制を懸念して新たなサービスや事業の台頭が阻害されないよう、具体的ケースも念頭に置いた幅広い検討が必要。((社)日本経済団体連合会) ○ メディアサービスの類型化が不明確であり、更なる議論が必要。(朝日放送(株)、九州朝日放送(株)、日本民間放送労働組合連合会、(株)BS 日本、(株)朝日新聞、個人) ○ 融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等を整理し明確化を図り、電気通信事業者がインターネット上の違法・有害情報等の問題に対して、臨機応変に対応できるようにすることが必要。コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象を一義的にはコンテンツの作成者や掲載者としてを明確にすべきであり、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制が望ましい。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ○ 著作権法上の通信・放送との関係についても整理・検討すべき。((株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、(社)衛星放送協会、(株)ジュピターテレコム、(株)ソニー・放送メディア、楽天(株))
(2)メディアコンテンツ規律の再構成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なメディアの参入を促すため、最小限度の規律を課す方向で検討する方針は、コンテンツ市場の活性化を鑑み歓迎。ただし規制による市場参入の参加意欲減退を招かぬよう、今後更に検討すべき。(北海道総合通信網(株)) ○ メディアコンテンツ規律について、無線局免許ではない他の法制を用意することについて賛同するが、それが地上テレビジョン放送と同等の免許制度のようなものとするのかどうかについては、議論の必要性がある。((社)テレコムサービス協会)

- 「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は適当ではない。現在、放送が他のメディアと異なり、一定の規制を受ける根拠は、「社会的影響力」そのものではなく、「社会的影響力」と一体としての「有限資源である電波利用に起因する公共性」及び、それに伴うプレーヤーの限定性である。

有限性を持たないインターネット上のコンテンツ配信等について、社会的影響力のみを根拠とした規制を課すことは適当でない。また、社会的影響力の強い新聞等の他のメディアが規制されていないこととも整合性がとれない。

したがって、コンテンツについては、原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。((社)日本経済団体連合会、楽天(株))
- コンテンツ規律は事前規制にそぐわず、事後規制型の規律とする検討が必要。((株)USEN)
- 「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にすることが必要。その上で、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)テレビ東京、日本民間放送労働組合連合会)
- 明確にどのような事業者が該当するかを限定的に例示し、それ以外は一般メディアには該当しないとされたい。例示する事業者も、既存の地上波放送以外の放送業者の枠を出ないことが望ましい。((株)アイスタイル)
- メディアサービスを「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」に類型化する際の「社会的機能・影響力」の基準があいまいである。メルクマールとして①コンテンツの種別②アクセスの容易性③視聴者数などが掲げられているが、いずれも画然としたものではなく、恣意が入り込む余地がある。((株)朝日新聞社、(株)BS日本)
- メディアコンテンツに関しては、特別メディアと一般メディアを区分する社会的機能と影響力の定義を明確にする必要があり、視聴者数や自主コンテンツ制作能力を基準とするなど今後とも詳細な検討が必要。(伊藤忠商事(株))
- 類型化の具体的なメルクマールの検討に当たっては、多様化する受信態様や視聴者ニーズに対応した新たな放送サービスの発展を妨げないよう十全な議論を期待。(メディアフロージャパン企画(株))

- 「特別メディアサービス」として分類されるべき対象は、原則として現在の地上テレビジョン放送とし、これに適用されるコンテンツ規律を、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を維持することについては賛成。(ヤフー(株))
- 地上波テレビ放送の免許を受けた民間企業は、地上波テレビ放送の高い情報伝達能力故に、他の情報インフラよりも様々な点で競争上優位に立っており質の高いコンテンツを制作しやすい環境にあるのだから、その放送するコンテンツについては、あまねく国民にこれを伝達する義務を負うべき。(個人)
- 現在の地上放送を一律に「特別メディアサービス」と位置づけるのではなく、真に公共性・不可欠性の高い地上放送に限定して「特別メディアサービス」とし、それ以外の地上放送については、「一般メディアサービス」として現状より規制を緩めることも検討すべき。((社)日本経済団体連合会)
- 基幹放送(地上放送)は、ハード・ソフト一致の事業形態により社会に貢献しており、その重要性を明確にすべき。(株)静岡朝日テレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、)
- 地上ラジオ放送の基幹放送としての重要性を明確にすべき。((社)日本民間放送連盟、日本民間放送労働組合連合会、(株)エフエム東京、(株)エフエムナックファイブ、(株)エフエム福岡、(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)
- BS放送の準基幹放送としての位置づけを明確にすべき。((社)日本民間放送連盟、(株)BS 日本、(株)WOWOW)
- CATV は地域公共放送として特別メディアサービスと同等の性格をもつ。((株)ジュピターテレコム、(社)日本ケーブルテレビ連盟)
- 一般メディアサービスの規律緩和に賛成。(ジェイサット(株)、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、(株)ソニー・放送メディア、(社)日本経済団体連合会)
- 「放送」という名称と理念の維持と明確化が必要。通信ネットワークと放送には依然として特性の違いがある。((社)日本民間放送連盟、(株)東京放送、(株)毎日放送、(株)テレビ朝日、エフエム福岡、メディア総合研究所)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政による「適合性審査」はやめ、諸外国の制度もしくは日本のかつての「電波監理委員会」のように適合性審査の主体は政府から独立した行政委員会などに委ねられるべき。(日本民間放送労働組合連合会、個人) ○ NHKを支えている現行の受信料制度の位置づけが「総合的な法体系」のなかでどのようになるのか、「中間とりまとめ」に言及がないことに疑問。(日本民間放送労働組合連合会)
(3)「公然通信」	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットコンテンツ全体に規制をかけることは不適切。言論・表現の自由が脅かされる。((社)日本民間放送連盟、(株)日本経済新聞社、楽天(株)、KDDI(株)、(社)日本経済団体連合会、個人) ○ 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化等の規律が必要。(KDDI(株)、ソフトバンク) ○ 運営主体の相違(事業者なのか個人なのか)や発信するコンテンツの性質(運営者が主体となって発信するのか、いわゆるCGMなのか)を考慮して、ある程度の区分を行ったうえで、それぞれに見合ったルールの方針を定めることも考えられるのではないかと。(株)アイスタイル) ○ 誹謗中傷情報やデマ情報を公衆に流布させることにより被害者に甚大な損害を与えうることは、当該情報が公衆に向けて同時に発せられるか、求めに応じて時間差で発せられるかによって変わるものではないため、公然性のある通信についても、放送と同様に、法的な責任主体の登録・届出等が求められるのではないかと。(個人) ○ 公然通信に係るコンテンツに関して、「共通ルール」の基本部分を規定するとあるが、適当ではない。違法コンテンツは、その処罰法により対処すべきであって、インターネット等による配信だからといって特別な規制を課すのは適当ではない。(社)日本経済団体連合会、個人) ○ 「公然通信」の分野に違法有害な情報が流れ、これを規律する有効な制度が未整備なのは確かであるが、だからといって新たに「関係者全員が遵守すべき共通ルール」を作るのは、表現の自由に抵触する懸念をめぐえず、慎重を期すべきである。(株)朝日新聞社、(株)ビーエス朝日)

	<ul style="list-style-type: none">○ 「公然通信」については、不特定多数の発信者が存在するため、事業者が違法・有害情報に関する適正性判断に関与することは困難であることに留意する必要がある。(KDDI(株)) ○ 有害コンテンツに対する何らかの規律を定めるという趣旨には賛同。((株)ジュピターテレコム)○ いわゆる有害コンテンツについては、その旨を示すメタデータを付与することを推進し、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスにより対処することが考えられる。(ロージナ茶会) ○ 有害コンテンツについては、憲法が保障する表現の自由にも関わるため、国が一律のガイドライン等を作成することについても慎重に考えるべき。((社)日本経済団体連合会) ○ 何を有害情報とするかについては、社会的コンセンサスが必要。(ヤフー(株))
--	---

4 プラットフォームに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

- 技術革新・サービス創造や事業者の自由な事業活動の妨げとならないよう、プラットフォーム機能に対する規制は差し控えるべき。(東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(株)ジュピターテレコム、楽天(株)、伊藤忠商事(株)、メディアフロンティアジャパン企画(株))
- プラットフォームについては、規制を第一に考えるのではなく、新しい多様なプラットフォームが出現・成長し、情報通信産業の国際競争力強化や技術革新によるユーザーの利便性向上が実現するような環境を整備することを重視するべきである。仮にプラットフォームの独占性・寡占性による問題が生じる場合には、第一には独禁法により対処すべきであり、これにより対処できないことが明らかになった場合に、事前規制の必要性を検討すればよい。((社)日本経済団体連合会、(株)エヌ・ティ・ティドコモ)
- プラットフォーム機能のうち、変化が激しいと予想される機能に対する規律の適用は、慎重に検討すべき。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成。ただし、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべき。(KDDI(株))
- 視聴者保護や当該プラットフォームを利用する事業者に対する不当の差別の禁止等の規律は必要。しかし、必要最小限に止めるべき。規律の適用に際しては、衛星、CATV、IP など伝送路を問わず、当該プラットフォームが担っている機能・影響力という観点で適用されるべき。((株)ソニー・放送メディア)
- 寡占的プラットフォームの台頭を防ぎ、国民が多様な情報を享受し、またその伝送路についても合理的な経済負担ですむものが選択ができるよう、所要の方策を必ず導入できるよう切望。((株)毎日放送)
- 「プラットフォーム」の定義が不明確。((社)日本経済団体連合会、楽天(株))
- プラットフォーム機能は、本中間とりまとめの記載にもある通り「技術革新に対応して最も変化の激しい分野」であることから、検討に当たっては、記載のように範囲を限定せず、幅広く捉えて議論がなされるべき。((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

<p>(2)プラットフォーム規律のアプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、この2つのアプローチで、規律の必要性も含めて検討を進めることについては、基本的に賛成。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ) ○ 仮に、「高度な社会性・公共性のあるプラットフォーム機能を個別に定義」する場合には、判断基準となる尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。((株)エヌ・ティ・ティドコモ) ○ 中間取りまとめでは、「プラットフォーム機能を個別に定義」、「個々に規律の必要性を検討すべき」とあるが、どのように個別対応をするのかを明確にすべき。((社)日本経済団体連合会) ○ あるプラットフォームが社会的に広く利用されることで「公共性」を有したとしても、その公共性は放送事業の報道機関としての公共性や電気通信事業のライフ・ラインとしての公共性とは別の「公共性」と位置づけられるもの。したがって、あらゆるプラットフォームについて「極めて高い公共性を有している」と解されるような記述は修正すべき。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ○ ボトルネック設備による市場支配力等に着目したプラットフォームのオープン性確保等の規律が必要。(KDDI(株)、マイクロソフト(株)、(株)毎日放送、(株)ジュピターテレコム、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)ソニー・放送メディア) ○ サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者の有するプラットフォームに限定する必要がある。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ○ プラットフォームをレイヤーの1つとして、法体系の在り方を検討することは、大変有意義な観点であり、特に、ボトルネック性に着目したプラットフォーム機能のオープン性の確保については、公正競争環境の創出並びに確保の観点で大変重要。((株)イーアクセス) ○ プラットフォーム機能が伝送インフラとともにその一部として提供されるからといって、プラットフォームにボトルネック性が認められないにも拘わらず事前規制を課すことは不適切。(西日本電信電話(株)) ○ プラットフォーム機能におけるボトルネック性とは何か明らかにされるべき。((株)エヌ・ティ・ティドコモ)
----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none">○ 伝送サービス同様に市場支配力濫用規制に関しては、その監視体制を含め十分に議論すべき。(北海道総合通信網(株))○ インターネット上のプラットフォーム事業者は独占性・寡占性が生じやすく、google による他社メディアへ報酬を払わない形での記事のリンク、you tube によるライセンスを得ない映像配信など、現状、既にその市場支配力の濫用が問題となっている。コンテンツ、メディア産業の健全な発展のためにも、これ以上プラットフォーム事業者の市場支配力濫用が無いよう、インターネットにおけるコンテンツ提供及びライセンスに関わる課題につき、早急な対応をお願いしたい。(名古屋テレビ放送(株))
--	--

5 伝送インフラにおける法体系のあり方

(1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 放送／通信の利用区分にとられない形での制度構築は、様々なサービスが各種伝送路を柔軟に効率的に利用できるようになり、サービスの活性化が期待できるため賛成。((株)ソニー・放送メディア、宇宙通信(株)、(株)エヌ・ティ・ティドコモ、KDDI(株)) ○ 公正競争ルール、不当差別禁止等の規律は必要。(KDDI(株)、伊藤忠商事(株)、(株)ソニー・放送メディア)○ アクセス手段の多様化等の進展を踏まえつつ、公正競争確保に必要な最小限度の規制とすべき。((社)日本経済団体連合会)
(2) 伝送サービスに係る規律	<ul style="list-style-type: none">○ 伝送サービスの規律を統合することで、統合前よりも規制強化にならないような制度構築を希望。(ジェイサット(株)) ○ 公正な競争を促進し、利用者利益を拡大させるためには、現在の指定電気通信設備制度と同等以上の規制を確保し、有線電気通信設備におけるボトルネック設備を有するNTT東西への規制を維持することが不可欠。 ボトルネック性の判断に当たっては、現状と同様に有線電気通信設備と無線電気通信設備を分けて判断する必要がある。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
(3) 電気通信設備に係る規律	<ul style="list-style-type: none">○ 法体系が整備されることにより、規律が統一され、通信事業と放送事業を一つの無線局免許で行えるようになれば、行政手続きの負担が大幅に軽減され、通信・放送の区別なくスピーディーな事業展開が期待される。無線局免許の制度改革の推進を強く希望。(ジェイサット(株)、イーアクセス(株)) ○ 法制度の統合・簡素化にあたっては、現行の電波法並びに関連諸規則等において規定されている無線局免許手続き等の簡略化をはじめとする規制緩和をセットで検討する必要がある。(宇宙通信(株))○ レイヤー型の法体系に転換した際に、周波数割当や無線局免許における使用区分が、サービス提供の障害とならないよう、配慮が必要である。例えば、放送用の周波数では通信サービスができない等の規制を緩和すべき。(社)日本経済団体連合会)

6 レイヤー間の規律のあり方

<p>(1) 基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none">○ レイヤーを超えた市場支配力の行使に対する規制の検討が必要。(K V H (株)、ジェイサット(株)、(株)ジュピターテレコム、(株)ソニー・放送メディア)○ レイヤー間規制は真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して実施すべきであり、ボトルネック性があるとまでは言えないプラットフォームレイヤーなどについては除外すべき。(楽天(株))○ それぞれのレイヤーが今後とも健全に発達する為には、レイヤー間の連携が重要であり、連携を促進する様な規律が必要。(伊藤忠商事(株))
<p>(2) 異なるレイヤー間の取引規律</p>	<ul style="list-style-type: none">○ ユーザーが情報伝送路の選択を通じて、ネットワーク上でのコンテンツやサービスを自由に選択でき、不当な差別的取扱いが行なわれないことが必要。また、レイヤー間のインターフェースのオープン性を確保し、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、当該レイヤーの競争を阻害するようなことがないようにすべき。((社)日本経済団体連合会)○ マストキャリア制度の導入については、基幹放送のように高い公共性、地域性を有するメディアについて、何ら改変を加えることなく配信、伝送する義務などを伝送サービスに課すことは重要な検討課題。(名古屋テレビ放送(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)毎日放送)○ 高い公共性を有するコンテンツ配信について、配信プラットフォームや伝送サービスに、一定の義務を課す必要性を検討することに賛成。(KDDI(株)、伊藤忠商事(株))○ ケーブルテレビ等の地上波以外のメディアでの地上波の再送信については、地上民放事業の公共性と地域性を念頭に当該事業者間の協議の上で可能な限り解決していくべき。マストキャリア・マストオファー制度の導入については、慎重な検討が必要。(朝日放送(株))○ 「マストキャリア」制度は、その内容次第では配信プラットフォームや伝送サービス側で、莫大なコストが発生する可能性があるため、導入について慎重に検討を行う必要がある。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)○ 大部分のケーブルテレビ事業者は、真に公共性の高い主要な地上波放送を既に再送信しているため、あえてマストキャリア・マストオファー制度を導入する必要性は低い。((株)ジュピターテレコム)

<p>(3)レイヤーを超えた垂直型兼営規律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ レイヤーを超えた垂直型事業統合・連携の原則自由化に賛成。(ジェイサット(株)、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、(株)ジュピターテレコム) ○ 垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成。(KDDI(株)、イーアクセス(株)) ○ 垂直型兼営に関しては伝送インフラ部分で公正な競争環境が促進できるようにすべき。(伊藤忠商事(株)) ○ 伝送設備のレイヤーにおいて圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼしうるため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべき。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ○ 通信インフラ事業者の垂直型事業統合の禁止を検討すべき。(名古屋テレビ放送(株)) ○ レイヤーを超えたサービス統合・連携が進む中で、特定の事業者についてのみバンドルサービスの提供等に制約を設けることは、利用者利便の観点から適当ではない。(西日本電信電話(株)) ○ レイヤーを超えた垂直型兼営規律は、事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分。((株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ) ○ レイヤーを超えた紛争を処理する枠組みの構築にあたっては、判断基準となる規範もしくは尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。((株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)
---------------------------	---

その他

- 著作権法制等も含めた総合的な法体系を検討すべき。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、東日本電信電話(株)、マイクロソフト(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)USEN)
- 執行する側の行政組織のあり方についても平行的に議論すべき。来るIP時代を見据え、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置を検討すべき。本規制機関は、事業者、産業振興部門から独立した中立的な立場から、通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、周波数配分などを担当すべき。((社)日本経済団体連合会)
- 情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制を併せて検討すべき。(楽天(株))
- 行政組織のあり方についても検討が必要。規制主体は政府から独立した機関を設置すべき。(メディア総合研究所、個人)